

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：34306

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380020

研究課題名(和文) リスク社会における自由と協働の秩序

研究課題名(英文) The Order of Liberty and Co-operation in Risk Society

研究代表者

野崎 亜紀子 (NOZAKI, Akiko)

京都薬科大学・薬学部・教授

研究者番号：50382370

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、リスク社会における個人像としてリベラリズムが想定する自律的な個人像ではない非自律的個人像を想定した社会理論の可能性を検討した。対象としたリスクは発生率不明のリスクである。本取組みにおいて最難であり且つ典型となる問題として未知の帰結を孕んだ人を対象とする臨床研究の規律問題を挙げ、米国における議論(ベルモントレポート)および生殖細胞に手を加える生殖補助技術の実践・利用への規律に対する正当化問題に取り組んだ。ここからリバタリアン・パターナリズムが取り組む制度的アーキテクチャーによる規律のあり方とその理論構築の可能性を問い、安心(不安)という集合的概念を正義論の俎上で検討する必要性を示した。

研究成果の概要(英文)：This study considered the possibility of a social theory that assumes the existence of non-autonomous individuals who are not the autonomous individuals supposed by liberalism, as the group growing in size within a risk society. The study focuses on risk with an unknown occurrence ratio. For this study, we examined the principles of justice used by Global Justice and Bioethics; Belmont Report and rules on research of reproductive cells that will impact future generations. Based on an examination of these actual issues, the study also explored the possibility and theory of rules through the systematic framework provided by Libertarian Paternalism. In designing a system for risk amidst a risk society premised upon rational, autonomous human beings and irrational, non-autonomous human beings, the study inquired into the possibility of structuring a best-matching theory to logically support its rules. In our next stage, we should focus on collectivity and gregariousness.

研究分野：法哲学

キーワード：リスク 非自律的個人 安全・安心 リバタリアン・パターナリズム 不安 自由

1. 研究開始当初の背景

リスク社会における法、および法律学が果たす役割とはこれまで、発生するであろう危険を予測し、その予防を図るという予防原則を前提とし、一定の客観的データを基にこれを正しく予見し予防する、という発想の上で法秩序の制度設計を図り、帰結とのバランスが考えるものであった(公害における不法行為法制の転換、消費者保護法制の整備、環境問題等)。しかし、科学技術の進展は著しく、またグローバル化の進行する社会状況の下、社会構造は複雑化し、科学技術から承ける便益の大きさと共に、その副次的効果の影響がいつ、どのような大きさで、またどのような形で生じ得るのかを予測することは極めて困難である。リスク社会と法の問題が、既に科学技術の問題や予防原則問題に留まらないことには一定の共通理解がある(2009年度日本法哲学学会学術大会テーマ『リスク社会と法』)。その下でリスク社会と法の問題は主に、科学技術の規制問題として、当事者をはじめとする社会構成員たる個人々の自由とのバランスをどのように考えるべきかという問いとして把握され、何をもって、またどの程度をもって「リスク」と認識し評価すべきかという問題へと焦点化される。つまり「社会的合意の議論」「民主的議論」「熟議」のあり方問題として受け止められ、検討に付される傾向にあるように見える(ベック『世界リスク社会論』)。しかし、リスク社会と法における重要な課題は、社会的に合意して良い問題と、そうすべきでない問題とは何かを解明することである。

2. 研究の目的

本研究は、リスク社会における個人の自由を規制するにあたり、どのような仕方で規制するかについて、社会的合意問題として扱うことが適切であるかどうかを、自由、正義という法的価値概念から法哲学的に検討することを目的とする。この問いは古く新しい

問題である。科学技術等の進展に伴い、従来実現不可能であったことがら(したがって自由の範疇ではなかった)が、当事者等の自由意思によって技術的に可能となるに至ったことがらとなった(医科学技術の進展等)。この自由の拡張現象は、社会に「リスク」の発生を伴う。このリスクは、いわゆる危害原則上の想定に留まらない内容を孕む。本研究は、「リスク」を科学技術の社会的受容論や予防原則を軸とする社会的な受容手法の問題(社会的合意論)としてでなく、規範的価値の問題として、時に社会的合意の手法をも規制する理由の検討を、法哲学的に行うことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者および分担研究者計4名と、国内外の研究協力者とともに遂行した。国内外の科学技術政策の現状、リスク論と法に係る研究の蓄積と最新の動向をサーベイした上で共有し、個々の研究者の専門的課題からこれを検討することによって、共同研究の成果を結実させた。文献研究を基に検討を行うことが基本的な姿勢となったが、本研究の共同研究者が主に所属する日本法哲学学会をはじめとする内外の学会、研究会等での継続的な議論や報告を行う中で、議論を深めた。具体的には以下の通り研究会を開催した。

第1回 2014年8月4日

野崎亜紀子「Sarah Conly, Against Autonomy: Justifying Coercive Paternalism, Cambridge University Press(2012)の検討」

第2回 2014年11月7日

橋本努「リバタリアン・パターナリズムの検討：D. カーネマンを読む」

第3回 2015年2月18日

嶋津格「リスク問題と個人の自由」

川瀬貴之「ファインバーグの権利論はリスク社会を生き延びるか」

第4回 2015年6月21日

野崎亜紀子「リスク論の枠組みをめぐって」

橋本努「リバタリアン・パターナリズム批判の検討」

第5回 2015年10月4日

川瀬貴之「臨床研究とリスク評価」

嶋津格「観念の虜になる」リスクについて
・特別研究会 2015年10月26日

Christoph Lütge, “Contractarian Business Ethics”

・特別研究講演会 2015年11月1日

Christoph Lütge, “An Ethics of Order in the Globalized World”

第6回 2016年1月22日

野崎亜紀子「チンパンジーには監禁されない権利があるか：人とモノの関係をめぐって」

第7回 2016年4月16日

神里達博氏「科学技術とリスク」

嶋津格「リスク社会論の基礎文献を振り返って—欠けている部分は何か—」

第8回 2016年7月3日

川瀬貴之氏「リスクとリスク対処の類型～臨床研究とグローバルジャスティス～」

4. 研究成果

研究代表者のオーガナイズの下、研究構成員は各々の役割の中で以下の通り検討を行い成果を著した。各々独立の形で以下に成果を執筆するが、各々はすべて上記研究会等での議論を踏まえた総合的な検討に基づいた研究成果である。

(1)リスクとリスク対処の類型～臨床研究とグローバルジャスティス(川瀬貴之:分担)

川瀬は、リスクを概念(発生率のわかるもの、わからないもの)と、対処法(a. リスクの帰結の帰属主体を確定しそのコストを再分配する(i. 保険方式、ii. 公共政策方式)、b. 技術進歩に伴うリスクの認識力の向

上、c. 技術進歩に伴うリスク発生の減少)という二つの観点から類型化した上で、グローバルジャスティスが採用する正義原理

(特に分配的正義)や、臨床研究の倫理的問題(米国における人を対象とする臨床研究のあり方を検討した『ベルモントレポート』)

におけるリスクの位置づけを行った。本レポートでは、特にグローバルジャスティスの文脈における、適切なリスク・ベネフィット評価によるリスク引受けと再分配のあり方として

強制力、社会的相互依存

制度と愛着の結合、が重要な条件とされる。なお川瀬が受け入れるリベラルナショナリズムの立場は、a. ii. 公共政策方式について、国家によるリスクの再分配を認める。

(2) タブーなき社会を迎えて 生殖補助技術利用を規律問題から考える(野崎亜紀子: 代表)

野崎は、夫婦の受精胚(妻のミトコンドリアに遺伝病の原因有)と健康な第三者の女性の卵を用いて遺伝病発生のリスクを回避した受精胚を作成し、夫婦と第三者の女性計三名の遺伝情報を持った子どもを作る技術への規制の正当性如何という観点から、短期的な遺伝病の発生のリスク回避と、次世代に継受される生殖細胞に手を加えることによる中長期的で不確実なリスクとの間におけるリスクの扱い方が課題とされた。

ここで問われるリスクは(客観主義でない)構築主義的リスクであり、それ故リスクの引受けは安全と安心とがいかなる相関関係にあるのかが問われる。従って安全と安心とは(本来)別次元の概念であるという方針は採用できない。この課題は安全と安心とを結びつけその確保を求めることができるというその思い込みを、技術に対する規律という制度化の中で如何に馴致するかというプロジェクトと捉えられる。最後に本プロジェクトを遂行するにあたり「他者の

承認」「専門知の醸成」とリベラルな法という議論の枠組みを提示した。

(3) リスクとリバタリアン・パターナリズム
(橋本努：分担)

橋本は、合理的経済人モデルの下で想定される完全情報と合理的判断行動による社会の最適化が果たされない状況、すなわち不完全な情報によって個人が被るであろう不利益をリスクと定義し、その全てがリスクヘッジの対象とされないところから議論を提起する。これは社会を最適に運営するためには、合理的な人間像によってのみ社会を構成する(システム2)のではなく、直観や感情に依拠する非合理的人間像によって社会を構成する(システム1)ことをも想定しなければならないことを意味する。リバタリアン・パターナリズム(以下、LP。)の挑戦は、両システムのベストマッチングの追求であり、如何にシステム2への負担をかけずにシステム1によって(非合理的な一般市民に代わって合理的に判断し行動する公務員の負担を軽減して)社会の最適化を図り得るか、これを如何なる制度的なアーキテクチャーによって達成し得るかを追求する。なおLPには様々な考え方が挿入されており、特に進化論的最適化を志向する限定合理性学派との理論的相違と対比関係を認識しなければならない。

(4) (安全と区別される)安心の考察(嶋津格：分担)

嶋津は、「安全・安心」という標語のうち、安全と明確に区別される意味の「安心」(これはあるいは日本の政策課題か)を取り上げて考察した。一つのアプローチは、公共政策で問題になるのは安全のみであって、主観的な安心は無視すべきだ、というものである。しかし、私的な分野では、保険という形で安心が売られており、人が対価を払ってもそれを買おうとするかぎり、安心を売るのは詐欺ではない。そしてその集合

化として、国家レベルでの安心を政策課題とすることも考えられる。この文脈で、当面どれだけのコストを払ってどれだけの安心を買うのかの問題は、集合的意思決定としての政治の問題であろう。しかし一方では、安心には大きな個人差がある。伝統的な思想史では、世界の方を安心にするのではなく、個人の心の持ち方を変えて安心を達成する、ということが、仏教やストア派哲学で追求された。報告の結論として、この方向の必要性も多分ゼロにはできないだろう、と結論し今後の議論も展開の方向性を示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

野崎亜紀子「規範的關係論 序説」『千葉大学法学論集』29巻1-2号(2014)149-174.

野崎亜紀子「ケア論における個と繋がり」の緊張関係の所在」『法の理論』33(2015)191-206.

野崎亜紀子「個人の尊重と他者の承認 新型出生前検査から考える」『同志社アメリカ研究』53巻(2017)191-209

HASHIMOTO, Tsutomu, A Theory of Methodology in Social Sciences; A Functional Analysis, 『千葉大学法学論集』29巻1-2号(2014)596(27)-560(63).

橋本努「書評 キャス・サンスティーン著『恐怖の法則 予防原則を超えて』勁草書房、2015」『東洋経済』4月11日号(2015)113-

HASHIMOTO, Tsutomu, Stockowner and Employee Partnership: Some Ideas on Institutional Assistance, The Annual of Center for Regional and Business Networks, No.6,2017, 63-71.

橋本努「リバタリアンパターナリズム批判 いかなる介入を正統化すべきか(上)」『思想』1108巻(2016)63-77.

橋本努「リバタリアンパターナリズム批判 いかなる介入を正統化すべきか(下)」『思想』1109巻(2016)109-129.

川瀬貴之「臨床研究における診療と研究の価値対立の本質」『千葉大学法学論集』29巻1-2号(2014)446-410.

川瀬貴之「臨床研究における被験者の自立尊重原理」『千葉大学法学論集』31巻1号(2016)130-171.

嶋津格「IT社会の規範的考察 知的財産法を中心に」『Law & Technology』72巻(2016)32-40.

〔学会発表〕(計 6 件)

野崎亜紀子「医事法学の基本原則：法哲学の立場から」日本医事法学会、2015年10月31日(北海道大学)

野崎亜紀子「尊厳死の法制化を考える 特に「患者の自己決定論」と「医師の免責」」日本生命倫理学会、2015年11月29日(千葉大学)

嶋津格「ポパー理論拡張の試み 訴訟における事実 歴史的事実の認定を考える、ポパー哲学研究会、2014年8月20日(慶應大学)

SHIMAZU, Itaru, Most Successful and Moralistic Merchant at the Dawn of Japanese Capitalist Shibusawa and his Confucianism, Der ehrbare Kaufmann zwischen Bescheidenheit und Risiko, 1st Oct. 2014, die Akademie für Politische Bildung Tutzing.

嶋津格「法の権威を立法の権威に解消することの愚かしさについて」日本法哲学会、2014年11月9日(京都大学)

川瀬、野崎、橋本、川瀬「ワークショップD リスク社会における自由と共同の秩序」日本法哲学会、2016年11月12日(立教大学)

〔図書〕(計 2 件)

櫻井・加部・加藤編著『「医学的無益性」の生命倫理』(山代印刷)2016年所収、野崎亜紀子「医学的無益を規範的に考える」113-135.

今田・遠藤編著『社会システムと再帰的自己組織性』(ミネルヴァ書房)2016年所収、橋本努「近代と公共性 パーバーマス批判の試み」111-134.

〔産業財産権〕 なし

〔その他〕 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野崎亜紀子 (NOZAKI, Akiko)

京都薬科大学・基礎科学系・教授

研究者番号：50382370

(2) 研究分担者

川瀬貴之 (KAWASE, Takayuki)

千葉大学・法政経学部・准教授

研究者番号：90612193

嶋津格 (SHIMAZU, Itaru)

千葉大学・法政経学部・名誉教授

研究者番号：60170932

橋本努 (HASHIMOTO, Tsutomu)

北海道大学・経済学部・教授

研究者番号：40281779

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者

Christoph Lütge 教授 (ミュンヘン工科大学)